

新型コロナウイルス感染症対応資金

概要

新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けた県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するため、広島県が国、市町、広島県信用保証協会及び金融機関と連携して実施する融資制度です。

特徴

実質無利子（当初3年間）・**無担保**・**据置最大5年以内**
信用保証料 全額又は半額補助

融資の対象となる方

県内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）であって
セーフティネット保証4号，5号，危機関連保証に係る市町長の認定を受けた者

融資条件

	個人事業主(小規模のみ) 売上高減少率 5%以上	法人等 売上高減少率 15%以上	法人等 売上高減少率 5%以上15%未満
資金使途	運転・設備・借換 原則、信用保証付き融資の借換に限る （ただし、新型コロナウイルス感染症対応資金間での借換は原則不可）		
融資限度額	6,000万円 ※1		
融資期間	10年（据置期間5年以内）		
貸出利率	3年以内 0.8% 5年以内 1.0% 10年以内 1.2% 当初3年間は実質無利子 ※2	3年以内 0.8% 5年以内 1.0% 10年以内 1.2%	
信用保証料 (補助適用後)	なし (0.0%) ※3		0.425%※2 ※経営者保証無の場合は 0.525%※2
担保・保証人	・原則として、無担保 ・原則として、法人の代表者を除き、保証人は不要		

※1 令和3年2月1日から、限度額を引き上げています。（従前4,000万円）

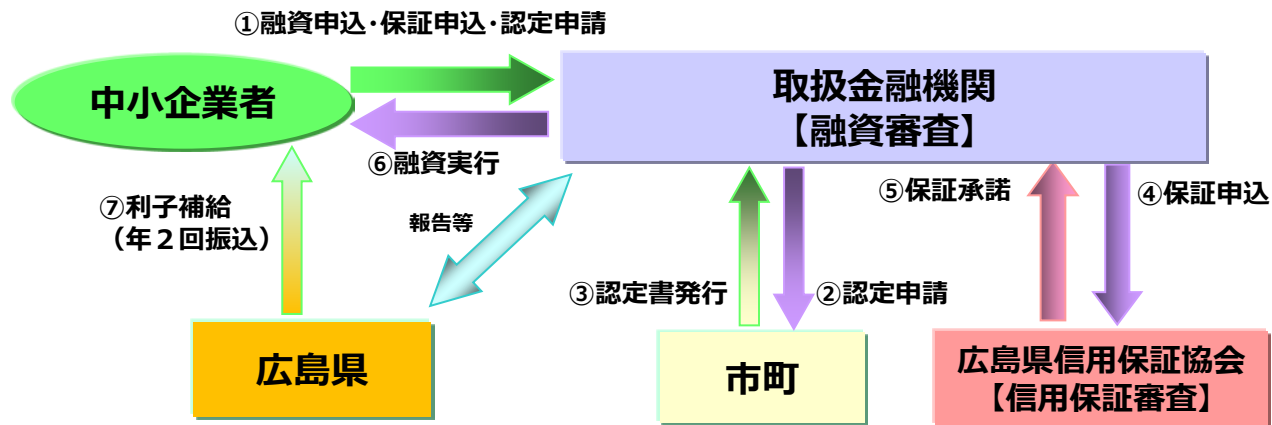
※2 対象期間中に金融機関に対して支払った約定利息について、後日、県から利子補給します。（年2回）

※3 条件変更等に伴い追加して生じる信用保証料については、別途必要となります。

保証申込期限

令和3年3月31日まで

融資の流れ



※②市町長への認定申請は、事業者から市町に対し、直接行うことも可能です。

融資の決定について

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。
また、広島県信用保証協会の保証承諾が必要です。

お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

	取扱金融機関
銀行	広島銀行,もみじ銀行,中国銀行,山口銀行,伊予銀行,四国銀行,西日本シティ銀行,山陰合同銀行,西京銀行,鳥取銀行,百十四銀行,愛媛銀行,香川銀行,トマト銀行,りそな銀行
信用金庫	広島信用金庫,呉信用金庫,しまなみ信用金庫,広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合,広島県信用組合,備後信用組合,両備信用組合,信用組合広島商銀,朝銀西信用組合,笠岡信用組合
その他	商工組合中央金庫

○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

お問い合わせ先

【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課

TEL : 082-513-3321

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県公式ホームページ

「新型コロナウイルス感染症対応資金の創設」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/020228korona.html>



【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

- ・ 本 所 (〒730-8691 広島市中区上幟町3-27 TEL 082-228-5501)
- ・ 福山支所 (〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパルク7階 TEL 084-923-4893)
- ・ 呉 支 所 (〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階 TEL 0823-21-9281)
- ・ 備北支所 (〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階 TEL 0824-62-3917)

[令和3年2月現在]